

令和4年度 大学教育再生戦略推進費
「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業」 審査要項

1. 審査体制

(1) 委員会

- 「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業推進委員会」(以下、「委員会」という。)が審査のうえ決定した選定候補を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定事業を決定する。
- 委員会では、事業の実現可能性、大学教育改革を推進する上でのマネジメント性及び地域・社会との連携等、幅広い視点で総合的な見地から先駆的な事業の選定・評価を審議する。

(2) 委員

- 委員会委員(以下、「委員」という。)の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学(連携校も含む)から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

(3) 利害関係の報告・排除

- 委員等は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 申請大学(連携校も含む)との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合委員は、利害関係を有している申請大学(連携校も含む)の審査から外れなければならない。

利害関係者の範囲は次のように定める。

ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合

イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合

ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合

エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

- ② それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学(連携校も含む)との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性(※)を有している場合も、その審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・ 親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な共同研究を行う関係
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

(4) 委員の再選定

- 委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公正性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

2. 審査手順

(1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名(3名以上)で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び委員会が別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

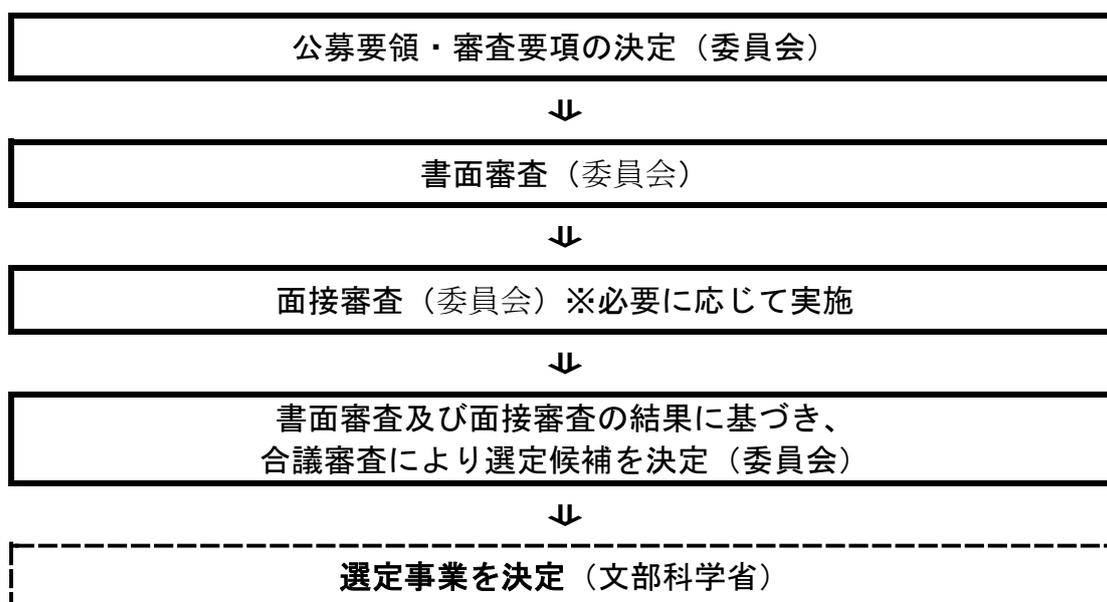
(2) 面接審査

- 面接審査は、書面審査の結果や申請件数を踏まえて実施の有無を判断し、実施の場合には委員会が別に定める方法により行う。

(3) 合議審査

- 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果(実施の場合)を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、採択大学の地域、設置主体(国公私立)のバランスのほか、開発予定の教育プログラムの分野等のバランスを考慮する場合がある。

<審査の流れ(イメージ)>



審査の観点

審査の主な観点について以下のとおり記載

1. 事業の構想

事業の構想が優れているかどうかについて審査します。構想が十分に練られていないと思われる事業は、下記2. 事業の実現可能性に関わらず選定されません。

①事業の概要等 → 【様式1-1】の1①

- 本プログラムの趣旨・目的である人文社会科学系分野等に数理・データサイエンス・AI 分野の要素を含む学位プログラム等を設定した、人材を育成する取組となっているか。
- 課題が明確に抽出されており、課題に対する解決方法が適切で優れているか。

②大学の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的との関係

→ 【様式1-1】の1②

- 申請大学の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的等が本事業の趣旨・目的に合致しており、かつ明確でわかりやすいか。

③具体的な取組の内容について → 【様式1-1】の1③

- 人材養成像が本プログラムの趣旨・目的に合致しており、かつ明確でわかりやすいか。
- 人文社会科学系分野等の専門分野において、データサイエンス等の知識を備えたエキスパート人材等の養成に資するものとなっているか。
- 人文社会科学系分野等及び情報系の学位の取得、または両分野の要素が含まれていることが学位名称から明示的に読み取れる学位設定の計画があるか。
- 教育内容は新規性・独創性が高いか。(従来と異なる新たな教育手法の導入、大学の特色を活かした教育手法の導入等)
- 教育プログラム・コースの内容(履修方法や科目等)が、本プログラムの趣旨に沿った人材の養成に効果的なものとなっているか。
- 連携機関等からの学生への教育を提供するなど、指導体制等が優れたものとなっているか。
- 組織整備の計画が具体的かつ実現可能性があるものとなっているか。

④達成目標・アウトプット・アウトカム(評価指標) → 【様式1-1】の1④

- 達成目標は事業の成果としてふさわしい目標が設定されているか。
(著しく低い達成目標が設定されていないか。)
- アウトプット・アウトカムとその評価指標は明確で、妥当なものが設定されているか。(様式中に予め設けている評価指標が設定されているか。)

2. 事業の実現可能性

事業の構想を実現できる体制や計画となっているかについて審査します。

(1) 運営体制の妥当性

①事業実施体制 → 【様式1-1】の2(1)①、【様式2】

○事業の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか(学長又は研究科長等をトップに学部・大学院・関連組織が密接に連携した体制、事業開始に向けた準備状況)。

②自己評価体制 → 【様式1-1】の2(1)②

○外部評価等によって事業を客観的に評価することにより、発展的な見直しが行われる体制となっているか。

(2) 取組の継続・事業成果の普及に関する構想等の妥当性

①取組の継続に関する構想 → 【様式1-1】の2(2)①

○補助期間終了後の事業の継続に関する運営予算面を含めた具体的な構想が示されており、事業の継続が期待できるか。

②事業成果の普及に関する計画 → 【様式1-1】の2(2)②

○開発した人材養成モデル等を他大学や他地域に普及させるための取組(情報発信等)が計画されており、効果が期待できるか。

3. 実施計画

事業の実施について具体的かつ適切な計画が立てられているかについて審査します。

年度別の計画や補助金申請予定額の積算内訳等、実施計画等の妥当性

→ 【様式1-1】の3(1)～(3)

【様式1-2】

○実施計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、妥当であるか。

○申請経費の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、審査の観点等について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。
(基準)

【A】特筆すべき取組があるなど非常に優れている

【B】趣旨や観点を十分に満たすなど優れている

【C】妥当である

【D】取組の構想等が抽象的であるなどやや不十分である

【E】趣旨や観点を踏まえておらず不十分である